

## 国民健康保険に加入の皆さんへ 納税通知書を郵送

### 国民健康保険納税通知書を郵送

7月中旬に平成26年度の国民健康保険納税通知書を納税義務者である世帯主宛てに郵送しますので、納期限までに納めてください。  
また、領収証書などは大切に保管してください。

◎国民健康保険被保険者の異動や所得の変更などにより、一度決定された国民健康保険税額が変更になった場合は、その都度、国民健康保険税の変更（更正）通知書を郵送します。

### 国民健康保険税の納付

保険税の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」があります。

- 普通徴収 金融機関、コンビニエンス・ストアなどで納付書で納付、または口座振替で納付
- 特別徴収 世帯主（国民健康保険税の被保険者）が受給している老齢基礎年金や退職年金などから差し引いて納付



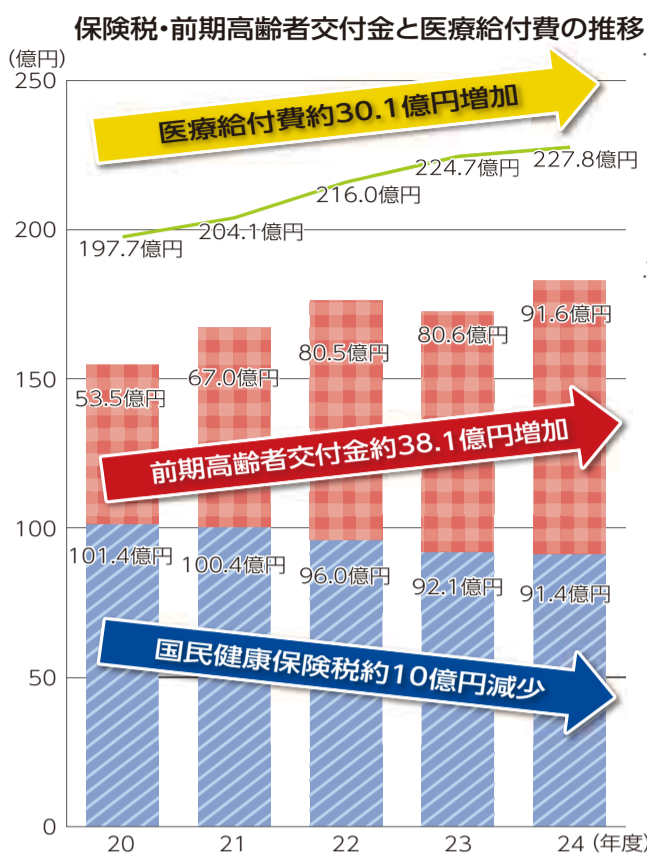
## 厳しい財政 所沢市国民健康保険の現状③

### 国保税収は年々減少し、前期高齢者交付金が増加

平成20年度から24年度の国民健康保険（以下「国保」）の財源などの推移をみると、国保加入者の医療費（医療給付費）は5年間で約30億1千万円増えている一方、国保加入者

が納付する国保税は5年間で約10億円減少しています。  
また、国や県などからの交付金・補助金のうち、特に前期高齢者交付金が5年間で約38億1千万円と大幅に増えているのが目立っています。

前期高齢者交付金とは、65歳から74歳までの高齢者の加入割合が高い



このことから、国保加入者以外の方々にも国保財政の一部を支えていただいているのが現状です。  
また、市の施策全般に使ったため、市民の皆さんからいただいている市税などを財源とする一般会計より、平成24年度、25年度ともに7億円を国保の赤字補填として繰り入れていきます。

### 国保の安定運営のため、安定した財源の確保が必要

所沢市の国保では、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、今後も医療費は年々増加していくと見込まれます。

また近年、多くの会社の健康保険などが加入者の医療費増加に対応するため、保険料率の引き上げを行っています。

この様な状況の中、所沢市でも安定した国保制度をこれからも維持していくために、国保独自の財源である国保税のあり方を含め、安定した財源確保の方法について検討していく必要があります。

問 国保年金課 ☎ 2998-9131

### 国民健康保険税の納税相談

災害、けが、病気、失業などで収入が著しく減り、納期限までに納められないときは、お早めに、市役所2階収税課（☎2998-9073）までご相談ください。電話による納税相談も受け付けます。

### 国民健康保険税の減免制度

災害などに遭い前年に比べ著しく所得が減少し保険税の納付が困難な方、福島第一原子力発電所の事故で避難指示の対象となっている方などは、減免が認められることがありますので、お問い合わせください。

問 国保年金課 ☎ 2998-9131

## 国民年金保険料の納付でお困りの方へ 保険料免除制度・学生納付特例制度・若年者納付特例制度

### 保険料免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合、保険料を全額・半額・4分の3または4分の1免除します。

◎日本年金機構で申請者・配偶者・世帯主の前年所得などの審査があります。

### 学生納付特例制度

保険料を納めることが困難な学生（前年所得が118万円以下/収入で194万円以下）は、申請者のみの所得を審査して一時的に保険料の支払いを猶予します。

### 若年者納付特例制度

学生以外の30歳未満の方は、申請者と配偶者の所得のみを審査して一時的に保険料の支払いを猶予します。

### 申請に必要なもの

①全ての方：年金手帳（20歳到達時  
は不要）、印鑑（本人申請の場合

### 後期高齢者医療被保険者証（保険証）を郵送

新しい「後期高齢者医療被保険者証（茶色）」を7月中旬に簡易書留で郵送します。

有効期限が平成26年7月31日の同被保険者証（紺色）は、福祉総務課、まちづくりセンターに返却するか、はさみを入れて破棄してください。

### 後期高齢者医療保険料の改定

均等割額を41、860円から42、440円に、所得割率を8・25%から8・29%に改定しました。

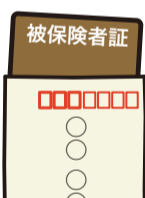
### 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

市民税非課税の世帯に属している場合「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、自己負担額が軽減されます。申請により認定証を交付します。申請した月の初日から適用され、毎年8月に更新が必要です。

問 市役所1階福祉総務課 ☎ 2998-9113へ直接

## 後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ 保険証を郵送

新しい「後期高齢者医療被保険者証（茶色）」を7月中旬に簡易書留で郵送します。



有効期限が平成26年7月31日の同被保険者証（紺色）は、福祉総務課、まちづくりセンターに返却するか、はさみを入れて破棄してください。

### 後期高齢者医療保険料の改定

均等割額を41、860円から42、440円に、所得割率を8・25%から8・29%に改定しました。

## 臨時福祉給付金の申請受付を開始

給付対象となる可能性のある世帯に6月30日(月)から申請書を郵送します。審査の結果、給付を決定しますので、申請書が届いた世帯が必ずしも給付対象となるわけではありませんでご注意ください。

申請期間 7月1日(火)～12月26日(金)  
郵送で手続きができます。

給付対象者 平成26年1月1日に、所沢市に住民登録があり、26年度の市民税が非課税の方(市民税が課税されている方の扶養親族、生活保護制度の被保護者などは除く)

給付額 対象者1人につき1万円  
◎老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は、5千円を加算します。

給付方法 口座振込  
給付時期 申請書の到着順に審査を行い、順次振り込み

振り込みには最大3カ月程度かかります。市民税未申告者、書類不備の方は給付が遅れることがあります。

### 給付金を装った「振り込み詐欺」にご注意ください!



市町村や厚生労働省などがATM（現金自動支払機）の操作を願うことは、絶対にありません。

市町村や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

問 臨時福祉給付金問い合わせ専用ダイヤル ☎ 0570-026-088